

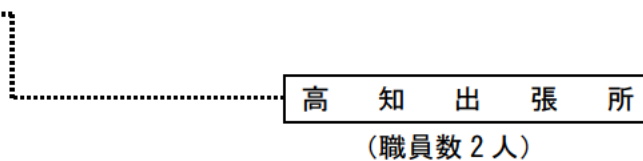
(高松出入国在留管理局)

高知出張所

〒780-0850 高知市丸ノ内1-4-1 高知法務総合庁舎
TEL (088) 871-7030 FAX (088) 871-7033

〔組織及び職員数〕

(高松出入国在留管理局)



設 置 根 拠	法務省設置法第33条、地方出入国在留管理局組織規則第20条
所 掌 事 務	1 日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関する と 2 本邦における外国人の在留に関すること 3 外国人の退去強制に関する事務の一部 4 難民の認定に関する事務の一部
管 轄 区 域	高知県
情報公開・個人 情報保護窓口	担当：高松出入国在留管理局 総務課 TEL (087) 822-5852 (注) 高知出張所に関する情報の開示請求等は、高松出入国在留管理局の 上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内 窓口	・相談の内容等：出入国、外国人の在留・退去強制に関する相談 ・担 当 機 関：高知出張所 ・電 話 番 号：(088) 871-7030